

- 問1 日本国憲法が制定される過程において、それまでの大日本帝国憲法で主権者とされていた天皇に代わり、国民が国の政治のあり方を最終的に決定する権力を持つという原則が取り入れられました。日本国憲法の三大原則の一つであるこの考え方を何といいますか。 (2021年 大分県公立入試 類似)
1. 法の支配 2. 平和主義 3. 国民主権 4. 基本的人権の尊重
-
- 問2 日本国憲法の改正手続きにおいて、国会が国民に対して改正案を提示する「発議」を行うために必要な条件と、その後の国民投票で承認されるために必要な条件の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2023年 新潟県公立入試 類似)
1. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る 2. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有権者総数の過半数の賛成を得る 3. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る 4. 各議院の総議員の過半数の賛成で発議し、国民投票において有効投票の3分の2以上の賛成を得る
-
- 問3 日本国憲法の改正手続きにおいて、国会が国民に対して改正案を提案（発議）し、最終的に承認されるために必要な条件の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2015年 岐阜県公立入試 類似)
1. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る 2. 各議院の総議員の過半数の賛成で発議し、国民投票において有効投票の3分の2以上の賛成を得る 3. 各議院の出席議員の過半数の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る 4. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る
-
- 問4 日本国憲法において、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と位置づけられています。天皇が憲法の定める事務を行う際、内閣が行うこととなっている「助言と承認」の役割について述べた文として、最も適切なものはどれか。 (2022年 静岡県公立入試 類似)
1. 天皇が国政の最高責任者として、内閣の判断を訂正できるようにするもの 2. 天皇が行う形式的・儀礼的な行為に対し、内閣がその責任を負うことを示すもの 3. 内閣の同意がなくても、天皇の独断で衆議院を解散できるようにするもの 4. 天皇が政治に関する権能を行使する際に、内閣がその内容を最終決定するもの
-
- 問5 日本国憲法において、天皇は日本国および日本国民統合の「象徴」と定められており、政治に関する権限を持たない「国事行為」のみを行うとされています。この国事行為に関する記述として、最も適切なものはどれですか。 (2021年 香川県公立入試 類似)
1. 天皇は国の利害に関わる条約を自らの判断で承認し、締結する権限を持つ。 2. 天皇は行政権の主体として、国会の審議に基づき予算を作成する権限を持つ。 3. 天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要であり、その責任は内閣が負う。 4. 天皇は内閣総理大臣を指名する権限を持ち、国の政治方針を決定する。
-
- 問6 日本国憲法に定められた天皇の役割について、天皇が行う「国事行為」の性質を説明したものとして正しいものはどれですか。 (2026年 茨城県公立入試 類似)
1. 国会の指名を受け、法律案の内容を最終的に決定する権限を持つ 2. 内閣の助言と承認に基づき、形式的・儀礼的な行為のみを行う 3. 内閣総理大臣の指揮を受け、国の行政に関する実務的な判断を行う 4. 最高裁判所の同意に基づき、緊急時に独自の判断で国政を動かす
-
- 問7 日本国憲法第1条では、天皇の地位について「日本国の象徴であり、○○の象徴」とであると規定されています。○○にあてはまる正しい語句を選びなさい。 (2018年 高知県公立入試 類似)
1. 地方自治 2. 国権の最高機関 3. 三権分立 4. 日本国民統合
-
- 問8 日本国憲法における「主権」のあり方について、明治憲法（大日本帝国憲法）と比較した際の説明として最も適切なものはどれですか。 (2020年 長野県公立入試 類似)
1. 明治憲法では平和主義が主権の柱であったが、日本国憲法では主権を国民と天皇が分担して持つように改められた。 2. 明治憲法では内閣が主権を持っていたが、日本国憲法では裁判所が国のあり方を決定する最高権力を持つようになった。 3. 明治憲法では主権は天皇にあるとされていたが、日本国憲法では国民が国の政治を決定する最終的な権力を持つとされた。 4. 明治憲法では国民が直接選挙で首相を選んでいたが、日本国憲法では議会による間接民主制が導入された。
-
- 問9 日本国憲法第9条第2項では、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定められています。この規定が日本の平和主義において持っている特徴的な役割について説明したものとして、最も適切なものはどれですか。 (2016年 秋田県公立入試 類似)
1. 侵略戦争だけでなく、あらゆる戦争を回避するために、戦争を遂行する手段（戦力）と権利（交戦権）そのものを否定している。 2. 将来的に国際連合の軍隊が組織された場合に備え、日本独自の軍隊を持たないことで国際協力の姿勢を示している。 3. 国際紛争を解決する手段としての戦争は禁止しているが、自衛のための戦力については「必要最小限度の実力」として保持を認めている。 4. 天皇を象徴とする新しい国家体制において、軍事指揮権を内閣ではなく国会に帰属させるための手続きを定めている。
-
- 問10 日本国憲法が「最高法規」であることを実効的に保障し、憲法に違反する法律や政治が行われないようにするために設けられている仕組みとして、適切なものはどれですか。 (2026年 大阪府公立入試 類似)
1. 内閣が、衆議院で可決された法律を憲法に照らして拒否できる拒否権の行使 2. 最高裁判所が、新しい法律を制定する前にその内容を審査する事前審査制度 3. 国会が、憲法改正の発議を行うために出席議員の過半数の賛成を得る手続き 4. 裁判所が、法律や行政処分が憲法に適合しているかどうかを判定する違憲審査制
-
- 問11 ある国の政治体制について、「世襲の君主は存在するが、政治の意思決定は国民から選ばれた議員で構成される議会が行い、政府は議会に対して責任を負う」という特徴がある場合、この体制を何と呼びますか。 (2025年 京都府公立入試 類似)
1. 共和政 2. 絶対王政 3. 立憲君主制 4. 直接民主制
-
- 問12 日本国憲法の基本原理の一つである「国民主権」の説明として、最も適切なものはどれか。 (2018年 北海道公立入試 類似)
1. 主権は天皇にあり、国民は臣民としてその統治に従う義務がある。 2. 個人の権利や自由は、侵すことのできない永久の権利として保障される。 3. 国の政治を決定する最終的な権力は国民にあり、天皇は日本国の象徴である。 4. 国家権力を立法・行政・司法の三つに分け、互いに抑制と均衡を保たせる。
-
- 問13 日本国憲法において「法の支配」をより実効的なものにするための仕組みとして、適切な説明はどれですか。 (2023年 富山県公立入試 類似)
1. 裁判所が法律などが憲法に違反していないかを審査する違憲審査制が設けられている。 2. 一度成立した法律については、たとえ憲法に反していても裁判所がその効力を否定することはできない。 3. 行政機関が法律の裏付けなしに、独自の判断で国民の権利を制限できる権限を持っている。 4. 内閣総理大臣が裁判所の判決を覆し、独自の解釈で法を執行する特権が認められている。

答え合わせ・解説

問1	答え 3 国民主権	第二次世界大戦後、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の指示などを経て制定された日本国憲法では、統治権の総攬者（そうらんしゃ）であった天皇から、主権が国民へと移されました。これを国民主権と呼び、基本的人権の尊重、平和主義と並んで、日本国憲法の三大原則を構成しています。この原則に基づき、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と定められ、政治に関する権限を持たないこととなりました。
問2	答え 1 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る	憲法改正の手続きは、憲法第96条に定められています。国会が行う「発議」には、衆議院・参議院それぞれの「総議員」の3分の2以上の賛成が必要です。「出席議員」ではない点に注意が必要です。また、その後の国民投票では、全有権者数ではなく、実際に投票された「有効投票」の過半数の賛成があれば成立します。このように、通常の法律よりも改正のハードルが高い憲法を「硬性憲法」と呼びます。
問3	答え 4 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において有効投票の過半数の賛成を得る	日本国憲法第96条では、憲法が国家の最高法規であることから、通常の法律よりも厳しい改正手続きを定めています。国会の発議には、衆議院・参議院のそれぞれにおいて、その場にいる議員（出席議員）ではなく、欠席者を含めた全議員数（総議員）の3分の2以上の賛成が必要です。その後、国民投票が行われ、そこでの「有効投票の過半数」の賛成を得ることで、憲法改正が承認されます。
問4	答え 2 天皇が行う形式的・儀礼的な行為に対し、内閣がその責任を負うことを示すもの	日本国憲法では、天皇は国政に関する権能（政治的な力）を持たず、その行為はすべて形式的・儀礼的な「国事行為」に限定されています。これらの行為にはすべて「内閣の助言と承認」が必要とされ、その結果生じる政治的責任はすべて内閣が負う仕組みになっています。これにより、象徴天皇制における民主主義の徹底が図られています。
問5	答え 3 天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要であり、その責任は内閣が負う。	日本国憲法第3条および第4条に基づき、天皇は政治に関する権限を持たず、形式的・儀礼的な国事行為のみを行います。これらの行為には内閣の助言と承認が必要不可欠であり、天皇が独断で行うことはできません。予算の作成や条約の承認、内閣総理大臣の指名などは国会や内閣が行う権限であり、天皇の役割はそれらの決定に基づく「任命」や「公布」といった形式的な行為に限られます。
問6	答え 2 内閣の助言と承認に基づき、形式的・儀礼的な行為のみを行う	日本国憲法第3条および第4条では、天皇は国政に関する権能を有しないと定められています。天皇が行う国事行為は、すべて内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負う仕組みになっています。これにより、天皇の役割は象徴としての形式的・儀礼的なものに限定されています。
問7	答え 4 日本国民統合	日本国憲法第1条は、天皇が政治的な権限を持たない「象徴」であることを定めています。天皇は「日本国の象徴」とであると同時に、日本国民が一つにまとまっていることの現れである「日本国民統合の象徴」と定義されており、これは主権が国民にある（国民主権）という原則に基づいています。
問8	答え 3 明治憲法では主権は天皇にあるとされていたが、日本国憲法では国民が国の政治を決定する最終的な権力を持つとされた。	明治憲法（大日本帝国憲法）では、統治権を総攬する天皇に主権があるとされていました。これに対し、日本国憲法では主権が国民にあることを明記し、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と規定されました。この変革は、近代における主権の制限された状態から、民主主義へと移行した大きな違いを象徴しています。
問9	答え 1 侵略戦争だけでなく、あらゆる戦争を回避するために、戦争を遂行する手段（戦力）と権利（交戦権）そのものを否定している。	日本国憲法第9条は、第1項で国際紛争を解決する手段としての戦争放棄をうたい、第2項でその目的を達成するために「戦力」を持たず「交戦権」も認めないと規定しています。これにより、単に攻撃的な戦争を禁じるだけでなく、戦争を行うための実力組織や国家が持つ権利そのものを否定することで、恒久的な平和を実現しようとする徹底した平和主義の仕組みをとっています。
問10	答え 4 裁判所が、法律や行政処分が憲法に適合しているかどうかを判定する違憲審査制	憲法が最高法規であることを守るため、日本国憲法第81条は裁判所に「違憲審査権（法令審査権）」を与えています。これにより、国会や行政が憲法に反する行為をした場合に、裁判所がそれを「憲法違反」と判断して効力を否定することができます。特に最高裁判所は「憲法の番人」と呼ばれます。
問11	答え 3 立憲君主制	世襲の君主が存在するという点が、君主を持たない「共和政」との大きな違いです。立憲君主制では、君主は憲法の枠内に置かれ、政治の実権は議会やそれに基づく内閣が握ります。これにより、君主による独裁を防ぎつつ、伝統的な権威を維持する政治の安定を図っています。
問12	答え 3 国の政治を決定する最終的な権力は国民にあり、天皇は日本国の象徴である。	国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する力（主権）が国民にあるとする原理である。これに基づき、天皇は主権者ではなく、日本国および日本国民統合の象徴とされている。他の選択肢はそれぞれ基本的人権の尊重、三権分立、大日本帝国憲法の実施に関する説明である。
問13	答え 1 裁判所が法律などが憲法に違反していないかを審査する違憲審査制が設けられている。	法の支配を徹底するためには、国会が作った法律であっても、それが最高法規である憲法に違反していないかをチェックする仕組みが必要です。日本の裁判所に認められている違憲審査制（違憲法令審査権）は、法によって権力を監視し、国民の基本的人権を保障するための重要な柱となっています。